

## 京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋）

昭和 41 年 12 月 27 日  
京都府条例第 43 号

京都府公営企業の設置等に関する条例をここに公布する。

## 京都府公営企業の設置等に関する条例

## 第 1 条～第 2 条 （略）

(組織)

第 3 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)法第 7 条ただし書の規定により公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第 14 条の規定により公営企業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、府民環境部及び建設交通部及び並びに京都府営水道事業経営審議会(以下「府営水道審議会」という。)及び京都府流域下水道事業経営審議会(以下「流域下水道審議会」という。)を置く。

## 第 4 条 （略）

(流域下水道審議会)

第 5 条 流域下水道審議会は、知事の諮問に応じ、事業の方針その他の流域下水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する。

2 流域下水道審議会は、調査審議のため必要があるときは、府が設置する流域下水道に接続する公共下水道の存する市町から意見を聴くことができる。

3 流域下水道審議会は、委員 20 人以内で組織する。

4 流域下水道審議会において、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、流域下水道審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第 10 条に規定する企業管理規程で定める。

## 第 6 条～第 8 条 （略）

附 則 （略）

附 則(平成 31 年条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成 31 年規則第 22 号で平成 31 年 4 月 1 日から施行)

(調整規定)

7 この条例の施行の日が京都府公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成 30 年京都府条例第 36 号。以下「公営企業条例改正条例」という。)の施行の前日である場合には、附則第 4 項のうち公営企業条例第 3 条第 2 項の改正規定中「「環境部」とあるのは「「環境部及び」と、「建設交通部」とあるのは「建設交通部並びに」とする。

8 前項の場合において、公営企業条例改正条例のうち公営企業条例第 3 条第 2 項の改正規定中「及び」を「並びに」に、「審議会」とあるのは、「審議会」とする。

## 京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋）

昭和 39 年 4 月 1 日  
京都府公営企業管理規程第 1 号

〔京都府企業局組織規程〕を次のように定める。

## 京都府公営企業の組織等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、京都府公営企業の設置等に関する条例(昭和 41 年京都府条例第 43 号)第 3 条第 2 項に規定する府民環境部及び建設交通部並びに京都府営水道事業経営審議会及び京都府流域下水道事業経営審議会の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条～第 27 条 (略)

（京都府営水道事業経営審議会の会長及び副会長）

第 28 条 京都府営水道事業経営審議会(以下この章において「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 29 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第 30 条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を掌理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第 31 条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第 32 条 審議会の庶務は、部において処理する。

（会長への委任）

第 33 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（準用）

第 34 条 第 28 条から前条までの規定は、京都府流域下水道事業経営審議会について準用する。

附 則(平成 31 年企管規程第 4 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。